平成２２年（フ）第１５２号
岡山県苫田郡鏡野町岩屋885番地３
債務者　山中　英治
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３０７１号
神奈川県藤沢市天神町３丁目30番地の３　メープル湘南201
債務者　葛谷　和恵（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４９号
神奈川県大和市林間１丁目15番15号
債務者　金　　明淑
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６６号
横浜市都筑区あゆみが丘19番56号
債務者　竹崎　康俊
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１９号
川崎市多摩区菅馬場１丁目18番６号　関谷工務店ハイツ101
債務者　土屋加津美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
川崎市多摩区枡形１丁目８番６号　スズキハイツ205
債務者　岡田　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
川崎市川崎区渡田新町３丁目11番12号　シティハイム201
債務者　朝妻　勝司
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
川崎市川崎区日進町10番地３　大黒屋
債務者　長畠　正生
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
川崎市川崎区浅野町１番６号　トウブ建設内
債務者　阿部　恒二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
川崎市中原区宮内３丁目23番１―507号
債務者　吉田みつる
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
川崎市宮前区土橋６丁目14番地８　レクシオ宮前平ヒルズ807
債務者　伊村　美佐
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
川崎市宮前区馬絹1277番地２
債務者　上村　良一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
川崎市高津区坂戸３丁目10番５―403号　市営住宅
債務者　槙　ヤヱ子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３５１号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番８―410号
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部